

## 第2章 防災ビジョン

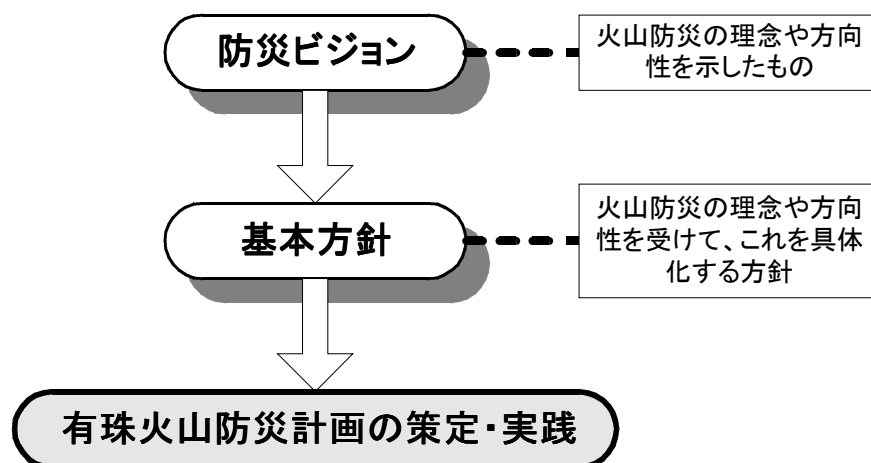
### 第1節 有珠火山防災計画の方針

有珠火山は、3市町にまたがっており、噴火した場合は、噴火活動の長期化が懸念されることから、関係市町だけでなくその影響は非常に広範囲に及ぶ。特に、有珠火山周辺は、北海道の代表的な観光地であり、多くの観光客が訪れるため、観光客を含めた避難活動や地域の産業に与える影響は多大なものがある。

このような火山災害から住民や観光客などの生命・身体・財産を守るためには、一つの自治体のみで対策にあたるのは非常に困難なことである。

そこで、関係市町が中心となって、共通した方針や方向性の認識のもと、北海道、近隣市町村、防災関係機関等と協力しながら、火山防災対策の推進を図る必要がある。さらに、中長期的な視野にたって、実施すべき対策の目標を設定し実現を図ることも必要である。

ここでは、有珠火山防災計画の理念や方向性及び方針を次のように位置づける。

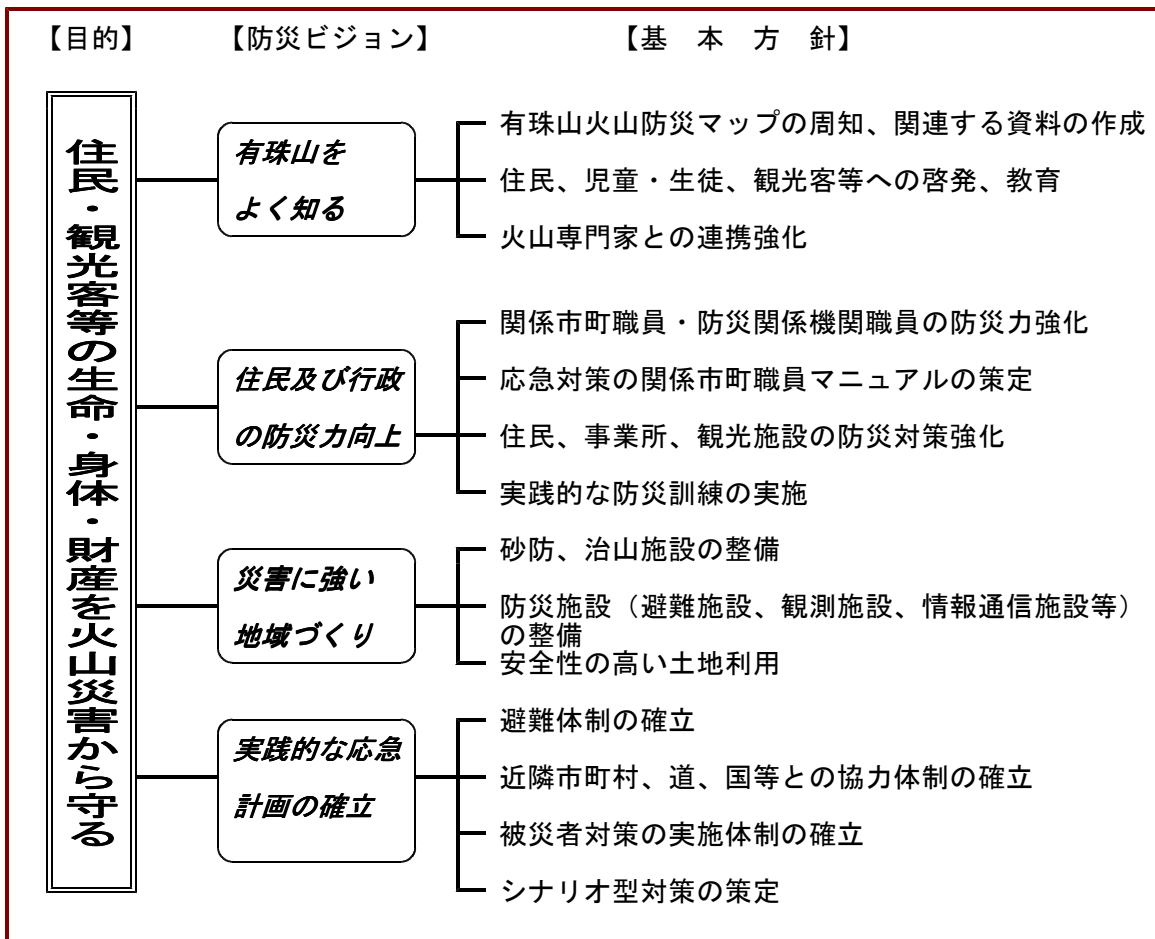


## 第2節 防災ビジョン

有珠山における防災の進むべき方向として、次の4点を防災ビジョンとして掲げる。

- 有珠山をよく知る
- 住民及び行政の防災力向上
- 災害に強い地域づくり
- 実践的な応急計画の確立

住民や観光客などの生命・身体・財産を火山災害から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本方針を次のとおりとする。



## 第3節 基本方針

基本方針をより具体化するものとして、次の対策があげられる。有珠火山防災会議協議会は、来るべき火山噴火災害に備え、国、道及び関係機関と連携してこれらの予防対策を実施する。

### 1 有珠山をよく知る

<p>(1) 有珠山火山防災マップの周知、関連する資料の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有珠山火山防災マップの周知（住民、行政内部）</li> <li>○ 有珠山火山防災マップの更新（新しい形式、異なる媒体に）</li> </ul>
<p>(2) 住民、児童・生徒、観光客等への啓発、教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 啓発活動の推進、支援</li> <li>○ 啓発、教育活動を実施していない団体、地域等への啓発・教育活動の指導</li> <li>○ 観光客への広報、観光業者への指導</li> </ul>
<p>(3) 火山専門家との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火山活動等に関する情報交換</li> <li>○ 火山専門家による講演会の開催</li> </ul>

### 2 住民及び行政の防災力向上

<p>(1) 関係市町職員・防災関係機関の防災力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係市町職員及び防災関係機関職員の技術、知識、行動力の鍛錬と向上</li> <li>○ 近隣市町村、道・警察等関係機関、民間関係機関との連携強化</li> </ul>
<p>(2) 応急対策の関係市町職員マニュアルの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急対策としての事態の推移に即した対策項目及び実施手順の具体化</li> </ul>
<p>(3) 住民、事業所、観光施設の防災対策強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自主防災組織の結成と育成強化</li> <li>○ 事業所の自衛防災組織結成と地域への貢献推進</li> <li>○ 地域と事業所の協力による、助け合いの防災体制の強化</li> <li>○ ホテル、観光施設等での観光客安全対策の推進</li> </ul>
<p>(4) 実践的な防災訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係市町、防災関係機関、事業所、観光施設及び住民の多くが参加できる実践的な防災訓練の実施</li> <li>○ 訓練実施による応急計画や職員マニュアルの効果検証、不十分な内容の検討</li> </ul>

### 3 災害に強い地域づくり

<p>(1) 砂防、治山施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土石流・泥流対策の継続的推進</li> <li>○ 治山施設の整備</li> <li>○ 地すべり・がけ崩れによる危険性の解消</li> </ul>
<p>(2) 防災施設（避難施設、観測施設、情報通信施設等）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難道路、港湾、ヘリポート、一時集合場所等の整備</li> <li>○ 安全な区域での避難施設の確保、整備（関係市町以外にも）</li> <li>○ 火山観測、土石流監視施設の整備</li> <li>○ 火山情報伝達ネットワークの整備</li> <li>○ 火山活動、避難情報等伝達施設（設備）の整備</li> </ul>
<p>(3) 安全性の高い土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 土石流・泥流流下危険区域での土地利用の制限</li> <li>○ 災害予想区域での土地利用の制限</li> <li>○ 避難のための必要な空間の創出</li> </ul>

### 4 実践的な応急計画の確立

<p>(1) 避難体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な集合場所、避難路、避難場所の確保</li> <li>○ 避難誘導體制の確立</li> <li>○ 避難時における交通手段の確保・実施体制の確立</li> <li>○ 災害時要援護者の避難支援対策の確立</li> </ul>
<p>(2) 近隣市町村、北海道、国等との協力体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 近隣市町村、北海道、警察、消防、交通関係機関等との協力体制確立</li> <li>○ 社会福祉協議会等ボランティア関係団体との機能・役割の明確化</li> </ul>
<p>(3) 被災者対策の実施体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長期にわたる避難生活支援への体制の確立</li> <li>○ 食料、物資、資機材等の確保、供給体制の確立</li> <li>○ 災害時要援護者対策、傷病者等救護、医療体制の整備</li> </ul>
<p>(4) シナリオ型対策の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 噴火の規模と現象の推移にあわせた対策の確立</li> <li>○ 各対応の基準、ルールづくり</li> </ul>